

事務連絡

平成 24 年 4 月 13 日

国土交通省 地域主権改革担当 御中

内閣府地域主権戦略室

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正試案」等について（照会）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

昨年 12 月 26 日の地域主権戦略会議において、「広域的实施体制の枠組み（方向性）」が了承されたことを受けて、今年の通常国会に特例法案を提出するため、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を進めてきたところです。

この間、作用法に規定がある個別の事務・権限の「当てはめ案」等について、意見照会等をさせていただくとともに、「アクション・プラン」推進委員会等で議論をさせていただきました。

今般、本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会において、川端地域主権推進担当大臣から「かなり幅広い国の関与を想定する表現にしたので、この案で対応できないかどうかを再度検討いただきたい」旨の発言を踏まえ、当室で整理させていただきました事項等につきまして、以下のとおり照会させていただきます。

記

1 個別の事務・権限に係る「当てはめ修正試案」について

本年 3 月 16 日の「アクション・プラン」推進委員会（第 6 回）において、内閣府から提出させていただきました「基本構成案中 2（2）」の「移譲のための措置」に沿って、個別の事務・権限に関する「当てはめ修正試案」を作成させていただきました。つきましては、別添 1 の「当てはめ修正試案」について、次の（1）～（3）の事項を照会しますので、ご意見等がございましたら、様式にご記入・修正の上ご提出いただきますようお願いいたします。

- （1）移譲対象となる事務・権限、条項等の確認（文言を含めてご確認の上、修正等ありましたら赤字見え消し修正にてご提出ください）
- （2）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える場合の事務区分、大臣の並行権限の行使、国の関与についての修正意見（別添様式 1 に記入してください。）
- （3）「当てはめ修正試案」では、不都合が生じると考える事務・権限についての意見（別添様式 2 に記入してください。）

留意点 1）平成 24 年 2 月 24 日付事務連絡で照会させていただいた平成 24 年 1 月 2 日以降に施行され、又は施行が予定されている個別の法律に基づく事務・権限等であり、移譲対象候補の出先機関の長に権限を委任した、又は委任することを予定している事

務・権限についても今回の「当てはめ修正試案」に現段階で政省令の規定が判明しているものは可能な限り盛り込んでおります。

留意点2) 共管の事務・権限についても、基本構成案の「移譲のための措置」に沿って整理させていただく方針です。なお、一部の省からご質問いただいた「他省庁と共管関係にある事務等に係る特定広域連合等への移譲の可否」について、内閣法制局第三部参事官にご説明し、ご了解いただいた資料を別添2のとおり参考まで送付させていただきます。また、2月24日付事務連絡で照会させていただきました共管対象法律・条項の確認結果に基づき、追加で「共管」と回答のあったものについては、再度追って照会させていただきます。また、共管省庁に対しても当室から追って情報提供・照会をさせていただきます。

2 提出期限

平成24年4月27日（金）17時

3 その他

いただいたご回答については、この照会文書と併せて、「アクション・プラン」推進委員会のメンバーを始めとする関係者間で共有させていただき、今後の地域主権推進担当政務、各省政務による政務折衝や両者に地方側代表を加えた協議等に活用させていただきますので、その旨あらかじめご承知おきください。

なお、今後、5月に開催を予定している「アクション・プラン」推進委員会、地域主権戦略会議等での議論を経た上で、「出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲の全体像」及び特例法案の閣議決定を行う段取りを想定しており、移譲対象となる個別の事務・権限と事務区分・関与等についても、その中に盛り込みたいと考えております。

個表番号：〇一〇 法令名：

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
〇〇①	〇〇事業者に対する改善命令	自治 法定受託	〇〇事業者は、金融に重大な影響を及ぼす事業者であるため。					
△△②	〇〇販売事業の登録					指示	同事務は、災害防止等の必要性から、国民の生命、健康、安全に直接関係する事務であり、国に関与を認めるのが適当である。	
□□②	報告の徴収			○	移譲後も大臣に残る権限(第〇〇条)を処理するためには並行権限行使を許容する必要があるため。			

[用紙番号 ○○省—○]

個表番号	○—○	法律名	○○に関する法律（S○○法○○）
条 項	○○① △△② □□②	事務内容	○○計画に対する指示、公表及び命令 ○○に対する指導及び助言 報告及び立入検査
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

平成 24 年 4 月 13 日

「当てはめ修正試案」について(地方整備局)

I. 事務・権限の移譲のための措置(基本的な考え方)

○移譲事務等は広域的实施体制の区域外の地域においては引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおりの「特例的な取扱い」とする。

①事務区分	・原則として法定受託事務とする。
②国の関与	・国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与(協議、同意、許可・認可・承認、指示等)を必要に応じて柔軟に設ける。
③移譲事務等に関する事業計画	・広域的实施体制は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。
④並行権限行使	・移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。
⑤区域外権限行使	・移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

○作用法に規定のある個別の事務・権限の移譲措置(事務区分、国の関与等)を定めた「当てはめ案」(平成 24 年 1 月 11 日照会)については、国土交通省からの回答及び上記の「特例的な取扱い」を踏まえ、以下のとおり、「当てはめ修正試案」として必要な見直しを行う。

(参考)

	法律数	備考
1. 「条件付き移譲」と回答のあったもの	42法律	(内訳)*一部重複あり ①現行法の枠組みの範囲内 20法律 ②「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等が条件 21法律 ③その他 3法律
2. 「移譲の例外」と回答のあったもの	58法律	(内訳)*一部重複あり ①国の役割を理由とするもの 19法律 ②広域的实施体制の適格性等を理由とするもの 37法律 ③区域を理由とするもの 12法律
3. 共管など	27法律	(内訳) ①共管と回答のあったもの(2月3日付け) 8法律 ②共管と追加回答のあったもの(4月4日付け) 17法律 ③委任事務のないもの 2法律
4. 追加で回答のあったもの	10法律	(内訳) ①2月3日付けで回答のあったもの 2法律 ②4月4日付けで回答のあったもの 8法律

* 法律によっては重複あり。

Ⅱ. 「当てはめ案」の見直しの考え方

1. 条件付き移譲

(1) 現行法の枠組みの範囲内で回答のあったもの

◆国土交通省の回答を踏まえ、Ⅰの「特例的な取扱い」を考慮の上、事務区分や国の関与等を設け、広域的实施体制に移譲。

(対象となる法律: 20法律)

()内は「個表番号」 ※:重複するもの

- ・(2-8)高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※
- ・(2-11)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ※
- ・(2-18)大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ※
- ・(2-19)石油コンビナート等災害防止法
- ・(2-21)新都市基盤整備法 ※
- ・(2-24)海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・(2-25)都市再開発法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-30)流通業務市街地の整備に関する法律 ※
- ・(2-31)地方住宅供給公社法
- ・(2-32)近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 ※
- ・(2-35)新住宅市街地開発法
- ・(2-37)宅地造成等規制法
- ・(2-39)下水道法 ※
- ・(2-40)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(2-52)建築基準法 ※
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 ※
- ・(3-6)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律

(2)「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等を条件とするもの

- ◆ I の「特例的な取扱い」を踏まえ、事務区分については「法定受託事務」(従来のメルクマールに左右されない特例的なもの)に区分し、国による関与等を必要に応じて柔軟に設ける。
- ◆ 「大臣の指揮監督」を設けることは、国と地方の関係を「上下関係」に引き戻すものであるため考えていないが、移譲事務が継続的・安定的に実施されるために特に必要がある場合には、移譲のための措置として「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」を柔軟に設ける。
- ◆ 広域的实施体制が、毎年度、事業計画を提出し、大臣が同意する仕組みを設ける。
- ◆ 費用負担を伴う事務など、特に必要がある場合には、移譲のための措置として「大臣の認可、承認等」を柔軟に設ける。
- ◆ 「大臣への情報提供」や「大臣への事後報告」により適切な情報共有を可能にする措置を柔軟に設ける。

※広域的实施体制の議会の議決権・調査権に制約を設けるようなことは考えていないが、毎年度作成する事業計画は議会の議決を経た上で大臣と協議することを想定しており、広域的实施体制の議会の議決が国の判断を覆すことにはならないと考えている。

(対象となる法律:21法律)

①道路法及び道路法に関係するもの(10法律)(別紙1参照)

- ・(2-12)電線共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・(2-17)幹線道路の沿道の整備に関する法律 ※
- ・(2-23)地方道路公社法 ※
- ・(2-28)交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・(2-34)共同溝の整備等に関する特別措置法
- ・(2-42)高速自動車国道法 ※
- ・(2-43)駐車場法
- ・(2-44)道路整備特別措置法 ※
- ・(2-48)道路法 ※
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※

②河川法及び河川法に関係するもの(6法律)(別紙2参照)

- ・(2-5)特定都市河川浸水被害対策法 ※
- ・(2-13)水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律
- ・(2-33)河川法 ※
- ・(2-41)特定多目的ダム法
- ・(2-57)水防法 ※
- ・(3-14)砂利採取法 ※

③その他、道路法、河川法に準じた取扱いを行うもの(5法律)

- ・(2-45)都市公園法 ※
- ・(2-54)港湾法 ※
- ・(2-60)砂防法 ※
- ・(3-15)地すべり防止法 ※
- ・(3-17)海岸法 ※

(留意事項)

(2-45) 都市公園法	・都市公園のうち「国が設置するもの」の管理について、「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(2-54) 港湾法	・「開発保全航路」の開発・保全について、「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(2-60) 砂防法	・直轄工事の際、砂防設備の工事の施行又は維持をなすことの指示などについては「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(3-15) 地すべり防止法	・直轄工事の際、兼用工作物の管理者に地すべり防止工事の施工等をさせること等については「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。
(3-17) 海岸法	・直轄工事の際、海岸管理者(都道府県)に代わって行う権限行使(許可の取消し又は措置命令等)については「法定受託事務」に区分し、必要に応じて「大臣の指示」や「並行権限行使」を設けて広域的实施体制に移譲。

(3) その他(個別に移譲の条件が示されたもの)(3法律)

- ◆国土交通省の回答を踏まえ、Iの「特例的な取扱い」を考慮の上、事務区分や国の関与を設け、広域的实施体制に移譲。
- ◆あわせて、国税当局に確認する。

- ・(2-14)大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法
- ・(2-15)民間都市開発の推進に関する特別措置法
- ・(2-51)土地収用法(社会資本整備審議会等の意見の聴取) ※

(留意事項)

(2-14) 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法	・区域については、広域的实施体制から提案される区域との整合について検討する。 ・国税当局に確認する。
(2-15) 民間都市開発の推進に関する特別措置法	・国税当局に確認する。
(2-51) 土地収用法	・社会資本整備審議会等の意見聴取については、大臣の関与として「承認」を設けて、広域的实施体制に移譲。

2. 「移譲の例外」と回答のあったものの取扱い

(1) 国の役割が理由とされているもの(19法律)

◆国の役割とされている理由について、地方側の理解が十分に得られた場合には「移譲の例外」となることも考えられる。
* 個表においては、「備考」欄に赤字で「例外」、「権限移譲後」欄は空欄とし、欄外に「P(検討中)」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

①「国の利害に重大な関係がある都市計画の都道府県による決定の際の国土交通大臣の同意」(都市計画法 18 条 3 項)に関連する事務権限を定めるもの(12 法律)

- ・(1-4)環境影響評価法
- ・(2-6)都市再生特別措置法 ※
- ・(2-21)新都市基盤整備法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-27)近畿圏の保全区域の整備に関する法律
- ・(2-29)首都圏近郊緑地保全法
- ・(2-30)流通業務市街地の整備に関する法律 ※
- ・(2-32)近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 ※
- ・(2-40)首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(3-12)集落地域整備法

②その他、国の役割と考えられるもの(7法律)

- ・(2-1)排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(国土の保全)
- ・(2-3)国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(条約に基づく国際的保安対策)
- ・(2-11)密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(都市再生機構の業務認可等) ※
- ・(2-42)高速自動車国道法(道路に関する調査) ※
- ・(2-45)都市公園法(都市公園の設置) ※
- ・(2-49)官公庁施設の建設等に関する法律(国の施設に関する事務)
- ・(3-17)海岸法(国土保全上極めて重要な海岸保全に関する事務)

(2) 広域的实施体制の適格性などが理由とされているもの(37法律)

◆広域的实施体制の適格性などが理由とされているものについては、Iの「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省への引き上げを検討。

*個表においては、備考欄に青字で「例外」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

- ・(2-2)特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 ※
- ・(2-4)景観法 ※
- ・(2-5)特定都市河川浸水被害対策法 ※
- ・(2-6)都市再生特別措置法 ※
- ・(2-7)マンションの建替えの円滑化等に関する法律
- ・(2-8)高齢者の居住の安定確保に関する法律 ※
- ・(2-10)住宅の品質確保の促進等に関する法律
- ・(2-16)浄化槽法
- ・(2-17)幹線道路の沿道の整備に関する法律 ※
- ・(2-18)大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 ※
- ・(2-23)地方道路公社法 ※
- ・(2-25)都市再開発法 ※
- ・(2-26)都市計画法 ※
- ・(2-33)河川法 ※
- ・(2-38)住宅地区改良法
- ・(2-39)下水道法 ※
- ・(2-44)道路整備特別措置法 ※
- ・(2-45)都市公園法 ※
- ・(2-46)土地区画整理法 ※
- ・(2-48)道路法 ※
- ・(2-50)公営住宅法
- ・(2-51)土地収用法 ※
- ・(2-52)建築基準法 ※
- ・(2-54)港湾法 ※
- ・(2-57)水防法 ※
- ・(2-58)公有水面埋立法
- ・(2-59)運河法
- ・(2-60)砂防法 ※
- ・(3-3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ※
- ・(3-9)地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・(3-10)産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 ※
- ・(3-13)エネルギーの使用の合理化に関する法律 ※
- ・(3-14)砂利採取法 ※
- ・(3-15)地すべり等防止法 ※
- ・(3-17)海岸法 ※
- ・(3-18)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(3) 区域の制約が理由とされているもの(12法律)

◆ I の「特例的な取扱い」に示した措置を講じて移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合、本省への引き上げを検討。
* 個表においては、備考欄に緑字で「域外」と記載している。

(対象となると考えられる法律)

- ・(2-2) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律 ※
- ・(2-4) 景観法 ※
- ・(2-9) マンションの管理の適正化の推進に関する法律
- ・(2-36) 不動産の鑑定評価に関する法律
- ・(2-47) 宅地建物取引業法
- ・(2-52) 建築基準法 ※
- ・(2-53) 建築士法
- ・(2-55) 建設業法
- ・(2-56) 測量法
- ・(3-5) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・(3-11) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・(3-13) エネルギーの使用の合理化に関する法律 ※

3. 共管と回答のあったものの取扱い

◆関係府省にも別途、不都合が生じないかを確認の上、広域的实施体制に移譲。

* 別添「他省庁と共管関係にある事務等について」参照。

* 追加で「共管」と回答のあったもの(4月4日付け)については、今回の「当てはめ修正試案」には反映しておらず、後日、照会を予定。

①「共管」のため回答留保又は移譲できないと回答のあったもの(2月3日付け)(8法律)

- ・(2-20)公有地の拡大の推進に関する法律
- ・(3-1)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
- ・(3-2)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
- ・(3-7)中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律
- ・(3-8)産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
- ・(3-10)産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」 ※
- ・(3-16)中小企業団体の組織に関する法律
- ・(3-19)中小企業等協同組合法

②追加で「共管」と回答のあったもの(4月4日付け)(17法律)

- ・(2-28)交通安全施設等整備事業の推進に関する法律
- ・(2-39)下水道法
- ・(3-3)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
- ・(3-4)高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・(3-5)特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- ・(3-6)流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律
- ・(3-9)地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・(3-11)資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・(3-12)集落地域整備法
- ・(3-13)エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・(3-14)砂利採取法
- ・(3-15)地すべり等防止法
- ・(3-17)海岸法
- ・(3-18)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・(追加8)犯罪による収益の移転防止に関する法律
- ・(追加9)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
- ・(追加10)東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

4. 追加で回答のあったもの(法律平成23年12月以降に施行された法律などにより出先機関に委任されている事務の取扱い)

◆個表の形式で条項ごとに整理したものを照会。

*4月4日付け回答において追加されたものについては、今回の「当てはめ修正試案」には反映しておらず、後日、照会を予定。

①2月3日付け回答で追加されたもの(2法律) * 今回の「当てはめ修正試案」に反映

- ・(追加1)東日本大震災復興特別区域法(H23法122)
- ・(追加2)津波防災地域づくりに関する法律(H23法123)

②4月4日付け回答において追加されたもの

- ・(追加3)民法(M29法89)
 - *一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特例民法法人の監督)
- ・(追加4)公益信託ニ関スル法律(T11法62)
- ・(追加5)独立行政法人水資源機構法(H14法182)
- ・(追加6)個人情報の保護に関する法律(H15法57)
- ・(追加7)一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(H18法50)
- ・(追加8)犯罪による収益の移転防止に関する法律(H19法22)
- ・(追加9)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22法67)
- ・(追加10)東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(H23法114)

直轄国道の移譲のための措置

平成24年4月13日

* 数字は道路法の条番号

国土交通省提示の移譲の条件	現在内閣府で考えている移譲のための措置	説明
1 自治事務・法定受託事務ではない「新たな事務類型」	※移譲対象となる全ての条項が対象	「新たな事務類型」として、従来のメルクマールに左右されない特例的な「法定受託事務」を提示
2 広域的实施体制の長に対する指揮監督	◎国道の改築等(12)、管理(13) ◎区域決定等(18) ◎監督処分(71)	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、「指揮監督」と実質的に同様の効果の確保が可能
3 大臣が決定する計画や予算に基づき広域的实施体制が執行する仕組み	◎国道の改築等(12)、管理(13) ◎区域決定等(18)	事業計画の大臣への協議の中で大臣が決定する計画や予算の内容の反映が可能
4 「従わなければならない基準」の作成	◎国道の改築等(12)、管理(13)	広域的实施体制は大臣が定めた基準に従う義務あり
5 必要な処分の指示及び広域的实施体制の長が指示に従わない場合の大臣の直接執行	◎工事施行命令(21、22) ◎現状回復の指示(40) ◎違法放置物件への措置(44の2) ◎通行の禁止等(46) ◎負担金の強制徴収(73)等	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、必要な処分の実施の確保が可能
6 一定の事務を行おうとする場合の大臣の認可等	◎占用料の徴収(39) ◎費用負担に係る協議(54、55) ◎損失の補償(69、70、72、91)等	国交省が必要とする事務に「大臣の認可等」を設定することにより、大臣の意思の反映が可能
7 広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況調査、結果の公表、事後報告等	◎道路台帳の調整(28) ◎道路占用の許可(32～36) ◎利便施設協定の公告(48の18)等	「大臣への情報提供」「大臣への事後報告」により適切な情報共有が可能
8 広域的实施体制の議会の議決・調査権の制約	議会の議決・調査権を制約することは考えていないが、毎年度作成する事業計画は、毎年度作成する事業計画の議会の議決が国の判断を覆すことにはならない。	

注1 広域的实施体制の長を道路管理者(18)とみなすため、特例法施行令でみなし規定(又は読替え規定)を置くことが必要。

注2 次の9法律は、道路法と同様の扱い:「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」「幹線道路の沿道の整備に関する法律」「地方道路公社法」「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」「共同溝の整備等に関する特別措置法」「高速度自動車国道法」「駐車場法」「道路整備特別措置法」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

直轄河川の移譲のための措置

平成24年4月13日

* 数字は河川法の条番号

国土交通省提示の移譲の条件	現在内閣府で考えている移譲のための措置	説明
1 自治事務・法定受託事務ではない「新たな事務類型」	※移譲対象となる全ての条項が対象	「新たな事務類型」として、従来のメルクマールに左右されない特例的な「法定受託事務」を提示
2 広域的实施体制の長に対する指揮監督	◎一級河川の管理(9) ◎監督処分(75)	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、「指揮監督」と実質的に同様の効果の確保が可能
3 大臣が決定する計画や予算に基づき広域的实施体制が執行する仕組み	◎一級河川の管理(9) ◎河川整備計画の制定(16の2)	事業計画の大臣への協議の中で大臣が決定する計画や予算の内容の反映が可能
4 「従わなければならない基準」の作成	◎一級河川の管理(9) ◎ダム等の操作規則の制定(14)	広域的实施体制は大臣が定めた基準に従う義務あり
5 必要な処分の指示及び広域的实施体制の長が指示に従わない場合の大臣の直接執行	◎附帯工事の施工(19) ◎洪水時等における緊急措置(40) ◎洪水調節のための指示(52) ◎河川保全区域の指定(54) ◎負担金の強制徴収(74) 等	「大臣の指示」「大臣の並行権限行使」により、必要な処分の実施の確保が可能
6 一定の事務を行おうとする場合の大臣の認可等	◎流水の占用許可(23、40) ◎費用負担に係る協議(66) ◎損失補償(21) 等	国交省が必要とする事務に「大臣の認可等」を設定することにより、大臣の意思の反映が可能
7 広域的实施体制の長が行う事務処理の執行状況調査、結果の公表、事後報告等	◎河川台帳の調整(12) ◎兼用工作物の工事等の協議(17) ◎管理主任技術者の選任届(50) 等	「大臣への情報提供」「大臣への事後報告」により適切な情報共有が可能
8 広域的实施体制の議会の議決・調査権の制約	議会の議決・調査権を制約することは考えていないが、毎年度作成する事業計画は、議会の議決を経た上で大臣と協議することを想定しており、広域的实施体制の議会の議決が国の判断を覆すことにはならない。	

注1 広域的实施体制の長を河川管理者(7)とみなすため、特例法施行令でみなし規定を置くことが必要。

注2 次の5法律は、河川法と同様の扱い:「特定都市河川浸水被害対策法」「水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律」「特定多目的ダム法」「水防法」「砂利採取法」

平成24年4月13日

地域主権戦略室

国の出先機関の個別事務・権限の 「当てはめ修正試案」（個表）

地方整備局

国の出先機関の個別事務・権限の「当てはめ修正試案」

当修正試案については、貴省からいただいた回答を基本に、別紙でお示した「事務・権限の移譲のための措置（基本的な考え方）」の「特例的な取扱い」を加えたものです。

1 条件付き移譲

- (1) 現行法の枠組みの範囲内で回答のあったもの … 20法律
 - 修正なし（黒字で記載）
- (2) 「大臣の指揮監督」「新たな事務類型」等を条件とするもの … 21法律
 - 備考欄に「対応策」と青字で記載
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載
- (3) その他（個別に移譲の条件が示されたもの） … 3法律
 - 備考欄に「対応策」と青字で記載
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

2 「移譲の例外」と回答のあったもの

- (1) 国の役割が理由とされているもの … 19法律
 - 備考欄に「例外」と赤字で記載
 - ※ 地方側の理解が十分に得られた場合には、移譲の例外となることも考えられる。このため、「当てはめ修正試案」については、「検討中(P)」の扱いとし、権限移譲後の欄は空欄とする。
- (2) 広域の実施体制の適格性などが理由とされているもの … 37法律
 - 備考欄に「例外」と青字で記載
 - ※ 「特例的な取扱い」を加えた措置を講じても移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合は本省への引上げを検討
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載
- (3) 区域の制約が理由とされているもの … 12法律
 - 備考欄に「域外」と緑字で記載
 - ※ 「特例的な取扱い」を加えた措置を講じても移譲の対象とすることができないか再考を求めた上で、困難な場合は本省への引上げを検討
 - ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、緑字で事務区分や国の関与等を記載

3 共管と回答のあったもの … 8法律（2月3日付け回答）

- 備考欄に「共管」と青字で記載
- ※ 権限移譲後の欄に「特例的な取扱い」を踏まえ、青字で事務区分や国の関与等を記載

地方整備局個表目次

区分	No.	法令名
事務の根拠法に「地方整備局」の記載があるもの（包括委任規定を除く。）	1-①	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成十九年五月十八日法律第五十二号）
	1-②	都市鉄道等利便増進法（平成十七年五月六日法律第四十一号）
	1-③	都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）【個表No2-⑥で記載】
	1-④	環境影響評価法（平成九年六月十三日法律第八十一号）
	1-⑤	道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号）【個表No2-④⑧で記載】
事務の根拠法に「地方整備局長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務を指定しているもの	2-①	排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年六月二日法律第四十一号）
	2-②	特定住宅取壊担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年五月三十日法律第六十六号）
	2-③	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年四月十四日法律第三十一号）
	2-④	景観法（平成十六年六月十八日法律第百十号）
	2-⑤	特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）
	2-⑥	都市再生特別措置法（平成十四年四月五日法律第二十二号）
	2-⑦	マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年六月十九日法律第七十八号）
	2-⑧	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年四月六日法律第二十六号）
	2-⑨	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年十二月八日法律第四十九号）
	2-⑩	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年六月二十三日法律第八十一号）
	2-⑪	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年五月九日法律第四十九号）
	2-⑫	電線共同溝の整備法（平成七年三月二十三日法律第三十九号）
	2-⑬	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年三月四日法律第八号）
	2-⑭	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年五月十七日法律第四十七号）
	2-⑮	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年六月二日法律第六十二号）
	2-⑯	浄化槽法（昭和五十八年五月八日法律第四十三号）
	2-⑰	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年五月一日法律第三十四号）
	2-⑱	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年七月十六日法律第六十七号）
	2-⑲	石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）
	2-⑳	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）
	2-㉑	新都市基盤整備法（昭和四十七年六月二十二日法律第八十六号）
	2-㉒	農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年四月一日法律第三十二号）
	2-㉓	地方道路公社法（昭和四十五年五月二十日法律第八十二号）
	2-㉔	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三百三十六号）
	2-㉕	都市再開発法（昭和四十四年六月三日法律第三十八号）
	2-㉖	都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第五号）
	2-㉗	近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年七月三十一日法律第三百三十三号）
	2-㉘	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年四月一日法律第四十五号）
	2-㉙	首都圏近郊緑地保全法（昭和四十六年六月三十日法律第一百一号）
	2-㉚	流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年七月一日法律第一百十号）
	2-㉛	地方住宅供給公社法（昭和四十年六月十日法律第二百二十四号）
	2-㉜	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年七月三日法律第四百四十五号）
	2-㉝	河川法（昭和三十九年七月十日法律第六十七号）
	2-㉞	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年四月一日法律第八十一号）
	2-㉟	新住宅市街地開発法（昭和三十八年七月十一日法律第三百三十四号）
	2-㊱	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年七月十六日法律第五百二十二号）

<p>事務の根拠法に「地方支分部局の長」に委任する旨の包括委任規定があり、政省令で委任事務及び委任先「地方整備局長」を指定しているもの</p>	<p>2-57 2-58 2-59 2-60 2-61 2-62 2-63 2-64 2-65 2-66 2-67 2-68 2-69 2-70 追加2</p>	<p>宅地造成等規制法（昭和三十六年十一月七日法律第九十一号） 住宅地区改良法（昭和三十五年五月十七日法律第八十四号） 下水道法（昭和三十三年四月二十四日法律第七十九号） 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年四月二十八日法律第九十八号） 特定多目的ダム法（昭和三十三年三月三十一日法律第三十五号） 高速自動車国道法（昭和三十三年四月二十五日法律第七十九号） 駐車場法（昭和三十三年五月十六日法律第六十六号） 道路整備特別措置法（昭和三十一年三月十四日法律第七十七号） 都市公園法（昭和三十一年四月二十日法律第七十九号） 土地区画整理法（昭和二十九年五月二十日法律第九十九号） 宅地建物取引業法（昭和二十七年六月十日法律第七十六号） 道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号） 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年六月一日法律第八十一号） 官営住宅法（昭和二十六年六月四日法律第二百九十三号） 土地収用法（昭和二十六年六月九日法律第二百九十九号） 建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号） 建築士法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一十号） 港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百一十八号） 建設業法（昭和二十四年五月二十四日法律第二百一十八号） 測量法（昭和二十四年六月三日法律第八十八号） 水防法（昭和二十四年六月四日法律第九十三号） 公有水面埋立法（大正十四年四月九日法律第五十七号） 運河法（大正二年四月九日法律第六号） 砂防法（明治三十年三月三十日法律第二十九号） 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年十二月二十四日法律第二百二十三号）</p>	<p>3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6 3-7 3-8 3-9 3-10 3-11 3-12 3-13 3-14 3-15 3-16 3-17 3-18 3-19 追加1</p>	<p>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年五月二十三日法律第三十八号） 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年五月十一日法律第三十九号） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年五月二十五日法律第五十九号） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年六月二十一日法律第九十一号） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年五月二十五日法律第五十一号） 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年七月二十二日法律第八十五号） 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第八十八号） 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年八月十三日法律第三百三十一号） 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第一百七十七号） 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年五月二十七日法律第六十二号） 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年四月二十六日法律第四十八号） 集落地域整備法（昭和六十二年六月二日法律第六十三号） エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号） 砂利採取法（昭和四十三年五月三十日法律第七十四号） 地すべり等防止法（昭和三十三年三月三十一日法律第三十号） 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年十一月二十五日法律第八十五号） 海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第一百号） 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年三月三十一日法律第九十七号） 中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第八十一号） 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年十二月十四日法律第二百二十三号）</p>
---	--	--	--	--

1-1 法令名： 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律(H19法52)

条項	事務内容				出先機関 の長への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合 事務区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		権限移譲後 事務の区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		備考
----	------	--	--	--	----------------------	--------------	--	--	--	--	----



1-2 法令名： 都市鉄道等利便増進法(H17法41)

条項	事務内容				出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合 事務区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		権限移譲後 事務の区分 (メルクマール) 大臣並行権限 (メルクマール) 国の関与 (メルクマール)		備考
----	------	--	--	--	--------------	----------	---	--	---	--	----



1-4 法令名： 環境影響評価法(H14法22)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
39①	都市計画に定められる第二種事業について届出を行うこと	39①	—	自治	—	—	
39②	都市計画に定められる第二種事業について届出を受けること	39②	—	自治	—	—	例外 P
40②	環境影響評価書等の送付を行うこと等	40②	—	自治	—	—	
40②	環境影響評価書等の送付を受けること等	40②	—	自治	—	—	例外 P
41①	準備書等と都市計画案の公告等を行うこと等	41②	—	自治	—	—	
42③	環境の保全について審査すること	42③	—	自治	—	—	例外 P



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
/	/	/	
/	/	/	例外 P
/	/	/	
/	/	/	例外 P
/	/	/	
/	/	/	例外 P

* 権限移譲後斜線：当権限は整備局長に委任されていない。(都市計画法22①の「二以上の都府県の区域にわたる都市計画を定めること」は国交大臣権限であるため、当条項の提案を受けるのは都市計画決定権者である国交大臣権限。)

2-1-① 法令名： 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(H22法41)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
5①	低潮線保全区域内の海底の掘削等の許可	規則15①	—	—	—	—
<5①>	低潮線保全区域内の海底の掘削等の協議※6②)において準用	規則15①	—	—	—	—
7①②	監督処分	規則15②	規則15②	—	—	—
9①②⑥⑦	水域の占用の許可等(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—	—	—
<9①>	水域の占用の協議(特定離島港湾施設の存する港湾)※9⑤)において準用	規則15①	—	—	—	—
10②	捨て又は放置してはならないもの指定(特定離島港湾施設の存する港湾)	規則15①	—	—	—	—
11①~⑦	工事その他の行為の中止を命ずること等	規則15②	規則15②	—	—	—
12①	報告徴収、立入検査	規則15②	規則15②	—	—	—
13①~③	負担金等及び延滞金を徴収すること等	規則15①	—	—	—	—
14①	許可の条件を付すこと	規則15①	—	—	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-② 法令名： 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(H19法66)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
4①	住宅建設瑕疵担保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
5	住宅建設瑕疵担保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
7②	住宅建設瑕疵担保証金の不足額の供託の届出受理	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
<7②>	住宅販売瑕疵担保証金の不足額の供託の届出受理※16において準用	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
9②	住宅建設瑕疵担保証金の取戻しの承認	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
<9②>	住宅販売瑕疵担保証金の取戻しの承認※16において準用	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
12①	住宅販売瑕疵担保証金の供託等の届出受理	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
13	住宅販売瑕疵担保証金の基準額に不足する額の供託の確認	規則42①	—	自治	—	—	法定		域外	
28①	報告徴収・立入検査(保険法人に対するもの)	規則42② ③	規則42② ③	—	—	—	法定	○	指示 事後報告 例外	



2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
30②	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設の管理者)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
32⑤	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
32⑥	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
32⑧	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設の管理者等)(*1)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
33①	埠頭保安規程に相当する規程の承認(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<30②>	埠頭保安管理者選任等の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑤>	埠頭保安規程の承認等(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑥>	埠頭保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑧>	埠頭保安規程の軽微な変更の届出(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(*2)※33②において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
38②	水域保安管理者選任等の届出(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
40③	水域保安規程の承認等(特定港湾管理者)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑥>	水域保安規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
<32⑧>	水域保安規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P
41①	水域保安規程に相当する規定の承認(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)	規則82①	—	—	—	—	—	—	例外	P



2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠			同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
		大臣の執行権留保	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
<32⑥>	水域保安規程に相当する規程にかかる港湾施設保安評価書の交付(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑧>	水域保安規程に相当する規程の軽微な変更の届出(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82①	—	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	埠頭保安管理者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設の管理者)(* 1)※30③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
32⑨⑩	埠頭保安規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
34①②	改善勧告、措置命令(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設の管理者等)(* 1)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	埠頭保安管理者に相当する者の解任を命ずること(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者)(* 2)※33②において準用する30③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑨⑩>	埠頭保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)(* 2)※33②において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
35①②	報告徴収、立入検査(重要国際埠頭施設以外の国際埠頭施設の管理者等)(* 2)	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	水域保安管理者の解任を命ずること(特定港湾管理者)※38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑨⑩>	水域保安規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者)※40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<7④>	水域保安管理者に相当する者の解任を命ずること(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する38③において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外
<32⑨⑩>	水域保安規程に相当する規程の変更命令、承認取り消し(特定港湾管理者が管理する国際水域施設以外の国際水域施設の管理者)※41②において準用する40④において準用	規則82②	規則82②	—	—	—	—	—	—	—	例外



2-③ 法令名： 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(H16法31)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
42①②	改善勧告、措置命令(特定港湾管理者)	規則82②	規則82②	—	—	—				P
43	報告徴収(特定港湾管理者等)	規則82②	規則82②	—	—	—				P



- (*1) 特定重要コンテナ埠頭施設等以外の重要国際埠頭施設
- (*2) 特定コンテナ埠頭施設等以外の国際埠頭施設

2-4④ 法令名： 景観法(H16法110)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
65①②	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等	規則32	—	自治	—	—	法定		域外	
72⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(景観地区工作物制限条例)	規則32	—	自治	—	—	法定		域外	
76⑤⑥	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、国交大臣への通知受理等(地区計画等形態意匠条例)	規則32	—	自治	—	—	法定		域外	
78①②	勧告、助言又は援助(市町村長)	規則32	規則32	自治	法78	—	法定	○ 事後報告	例外	



2-5 法令名： 特定都市河川浸水被害対策法(H15法77)

条項	事務内容	出先機関の専任の委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	【国土交通大臣の権限】									
4③	流域水害対策計画の策定の同意をすること。	規則33②	—	—	—	—	—	—	—	—
32①	都市洪水想定区域の指定等	規則33②	—	—	—	—	—	—	—	—
34①	測量又は調査のための土地の立入等	規則33②	—	—	—	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】									
4①④～⑨	流域水害対策計画の策定等	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—	—
5①	流域水害対策計画の実施等	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—	—
6①③	雨水貯留浸透施設の整備等	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—	—
25②③	保全調整池における行為の届出に係る通知を受け ること。	規則33①	—	法定(2)②	—	法定(2)②	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定		協議	例外
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	例外
法定			
法定		同意	対応策
法定			対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-⑥ 法令名：都市再生特別措置法(H14法22)
(1-3)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
51②	都市計画の決定等に係る協議及び同意(市町村)	規則29 I	—	—	—	—				例外
58②	国道の新設等に係る認可(市町村)	規則29 II	—	—	—	法定		承認		例外



P

2-⑦ 法令名: マンションの建替えの円滑化等に関する法律(H14法78)

条項	事務内容				権限移譲後			備考
101	マンション建替え事業に係る技術的援助	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
		規則61	規則61	自治	規則61	—	事後報告	例外
					法定	○		



2-⑧ 法令名： 高齢者の居住の安定確保に関する法律(H13法26)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
51①	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認	規則39	—	—	—	—
52、53①、54、55	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの認可等(＊)	規則39	—	—	—	—
56①	賃借人が死亡した時に賃貸借が終了する旨を定めることの変更認可(＊)	規則39	—	—	—	—
<54、55>	事業の変更認可に係る通知等(＊)※56②)において準用	規則39	—	—	—	—
58①	終身建物賃貸借の解約の申入れの承認(＊)	規則39	—	—	—	—
65	必要な助言及び指導を行うよう努めること(＊)	規則39	—	—	—	—
66	報告徴収(＊)	規則39	—	—	—	—
67②③	事業の認可に基づく地位を承継した者からの届出を受けること等(＊)	規則39	—	—	—	—
68	改善命令(＊)	規則39	—	—	—	—
69①	事業の認可の取消し(＊)	規則39	—	—	—	—
<55>	事業の認可の取消しに係る通知(＊)※69②)において準用	規則39	—	—	—	—
70①	事業廃止の届出を受けること(＊)	規則39	—	—	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		承認	例外
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			
自治			

(＊)都道府県が終身賃貸借事業者の場合

2-⑨ 法令名： マンションの管理の適正化に関する法律（H12法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
45①	マンション管理業登録申請書の受理	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
46①②	マンション管理業者登録簿への登録等	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
47	マンション管理業者登録簿への登録拒否	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
48①②	マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
49	マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
50①	廃業等の届出受理(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
51	登録の消除(マンション管理業者)	規則103	—	—	—	—	自治		域外	
81	必要な指示(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
82	業務停止命令(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
83	登録の取消し(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
84	監督処分(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治		域外	
85	報告徴収(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治	○	事後報告	
86①	立入検査(マンション管理業者)	規則103	規則103	—	—	—	自治	○	事後報告	
59①	管理業務主任者の登録	規則104	—	—	—	—	自治		域外	
60①④⑤⑥	管理業務主任者証の交付申請の受理等	規則104	—	—	—	—	自治		域外	



2-⑨ 法令名： マンションの管理の適正化の推進に関する法律（H12法149）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
61①	管理業務主任者証の有効期間の更新	規則104	—	—	—	—
62①	管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理	規則104	—	—	—	—
64①②	指示及び事務の禁止（管理業務主任者）	規則104	規則104	—	—	—
65	登録の取消し（管理業務主任者）	規則104	規則104	—	—	—
66	登録の消除（管理業務主任者）	規則104	—	—	—	—
67	報告徴収（管理業務主任者）	規則104	規則104	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治			域外
自治	○	事後報告	域外

2-10 法令名： 住宅の品質確保の促進等に関する法律(H11法81)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
9①	住宅性能評価機関の登録	規則125	—	—	—	
10①②③	住宅性能評価機関の登録の公示等	規則125	—	—	—	
(9①)	住宅性能評価機関の登録更新※11②において準用	規則125	—	—	—	
12②	登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理	規則125	—	—	—	
16①	評価業務規程の作成等の届出受理	規則125	—	—	—	
16③	不適当な評価業務規程に係る変更命令	規則125	規則125	—	—	
20	登録住宅性能評価機関に対する適合命令	規則125	規則125	—	—	
21	登録住宅性能評価機関に対する改善命令	規則125	規則125	—	—	
22①	登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等	規則125	規則125	—	—	
23①③	登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出受理等	規則125	—	—	—	
24①～③	登録住宅性能評価機関の登録取消等	規則125	規則125	—	—	



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			例外
法定			例外
法定			例外
法定			例外
法定			例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定			例外
法定		指示 事後報告	例外

(*) 評価の業務を一の地方整備局の管轄区域内のみに行う登録住宅性能評価機関に関するものを、当該地方整備局長へ委任

2-⑪ 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	事務区分（メルクマール）	大臣並行権限	国の関与（メルクマール）	
30の2④⑦	従前居住者用賃貸住宅の建設等の業務の認可等（独立行政法人都市再生機構）	規則136	—	—	—	—	—	—	例外	
62③	模範定款例を定めること	規則136	—	—	—	—	—	—		
119⑥	地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行する必要があると認めること	規則136	—	自治	—	—	—	—		
128①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が土地の所有者等に防災街区整備事業の認可をしたときに送付）※129②において準用	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
<128①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が土地所有者等が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付）※129②において準用	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
143①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が事業組合の設立等の認可をしたときに送付）	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が組合が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付）※157②において準用	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
171①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が株式会社防災街区整備事業の認可をしたときに送付）	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が事業会社が施行する防災街区整備事業の変更の認可をしたときに送付）※172②において準用	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
<171①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が事業会社の合併等について認可をしたときに送付）※175②において準用	規則136	—	—	—	—	—	事後報告		
179①	事業計画において定めた設計概要の認可（都道府県が防災街区整備事業を施行しようとするとき）	規則136	—	自治	—	—	—	事後報告		
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付（都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付）	規則136	—	自治	—	—	—	事後報告		
183①	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理（都道府県が市町村施行の事業に係る設計概要の認可をしたときに送付）	規則136	—	自治	—	—	—	事後報告		
<179①>	地方公共団体が施行する防災街区整備事業の事業計画の変更の認可※184Iにおいて準用	規則136	—	自治	—	—	—	事後報告		



2-①① 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後	備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<183①>	施行規程等を表示する図書の受理 (都道府県が市町村に設計概要変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付 (国土交通大臣が都道府県に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<183①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県知事が市町村に防災街区整備事業の変更の認可をしたとき)※184①において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
188①	施行規程等の認可及び変更の認可 (地方住宅供給公社が防災街区整備事業を施行しようとするとき)	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<140①③④>	地方住宅供給公社から認可申請があったときの市町村への事業計画の送付等※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—		
<140⑥>	事業計画の修正の申告を受けること等※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—		
<143①>	地方住宅供給公社に認可をしたときに都道府県等に施行規程等を表示する図書を送付すること※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
<143①>	施行地区及び設計の概要を表示する図書の受理 (都道府県が施行規程等の認可をしたとき)※188③④において準用	規則136	—	自治	—	—	事後報告	
204①④	権利変換計画の認可等(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—		
236③	特定建築者の決定の承認(機構施行事業を除く)	規則136	—	自治	—	—		
264③	分担金の協議に係る裁定等(機構施行事業を除く)	規則136	—	—	—	—		
268①	報告の徴求等 (都道府県又は市町村に対するもの)	規則136	規則136	自治	268①	—	○	
268②	勧告、助言又は援助(都市再生機構)	規則136	—	—	—	—		例外 P
272①②	是正の要求等 (都道府県、市町村又は都市再生機構に対するもの)	規則136	規則136	自治	272②	—		例外 P



2-①① 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（H9法49）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
277①	管理規約の認可(機構施行事業を除く)及び都道府県施行に関する協議同意	規則136	—	自治	—	—	自治			
304	再審査請求の裁決等	規則136	—	—	—	—	自治			



2-12 法令名： 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(H7法39)

条項	事務内容	同種事務を都道府県が行う場合						大臣の執行権留保	出先機関の表への委任根拠	備考
		補助国道		都道府県道		国の関与(メルクマール)				
		事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限			
	【道路管理者としての権限】									
3①～④	電線共同溝を整備すべき道路の指定等	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
4①～④、10	電線共同溝の建設完了後の占用の許可の申請等	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
5②～⑤	電線共同溝の建設等	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
6②	電線共同溝の占用予定者の地位承継の届出の受理	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
8①②	電線共同溝の増設等	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
④①～④、6②①	電線共同溝の増設完了後の占用の許可の申請等 ※8③において準用	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
⑤②～⑤⑤	電線共同溝の増設等※8③において準用	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
9	道路占用許可等の制限	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
11①	占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
12①	電線共同溝の占用に係る変更の許可	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
14②	電線共同溝の占用許可に基づく地位の承継の届出の受理	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
15①	電線共同溝の占用許可に基づく権利の譲渡の承認	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		
16②	電線共同溝の占用者に対する工事の中止命令等	法定(2)①	—	自治	—	—	—	令15		



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策

2-12 法令名： 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（H7法39）

条項	事務内容	出先機関の 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合					
				補助国道		都道府県道		国の関与 (メルクマール)	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限
17①	公益上やむを得ないときの措置命令等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
17②④	措置命令等に係る損失補償	令15	—	自治	—	自治	—	—	—
<道路法 69②③>	措置命令等に係る損失補償※17③において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—	—
18	電線共同溝管理規程の制定	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
20②	原状回復に係る必要な指示	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
21	国の行う電線共同溝の占用の許可等の特例	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—
<道路法 73①~③>	負担金等の強制徴収等※25において準用	令15	—	自治	—	自治	—	—	—
26	電線共同溝の占用許可の取消等	令15	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	法定	○	
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-⑬ 法令名： 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合						備考
				指定区間内の1級河川		2級河川		国の関与 (メルクマール)		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限			
	【国土交通大臣の権限】									
14①	計画水道事業者に対し費用を負担させること	省令② II	—	—	—	—	—	—	—	—
16①～ ③	負担金を督促し、及び強制的に徴収すること	省令② II	—	—	—	—	—	—	—	—
	【河川管理者としての権限】									
4④	水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
5⑦⑧⑩	都道府県計画の作成に関し協議を受けること等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
7①②④ ⑤⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
9①④	協議会の設置等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—
10②③	水道原水水質記録の提出を受けること等	省令①	—	法定 (2)②	—	—	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-14 法令名： 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(S63法47)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
3①②、4①②	宅地開発事業計画の認定	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
5①	宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
6①	宅地開発事業計画の認定の通知	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
7①	宅地開発事業計画の変更認定	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
3②、4①②、5①②、7②	宅地開発事業計画の変更認定に係る意見聴取等※ 7②において準用	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
8	届出の受理(宅地造成の開始)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
9	宅地造成工事の完了の確認	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
11	届出の受理(造成宅地の処分)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
12①②	報告徴求等(宅地開発事業の実施状況)	規則12	—	自治	—	法定	○	事後報告	対応策
13	認定事業者の地位の承継の承認	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
14	改善命令(認定事業者)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
15①②	認定の取消し(宅地開発事業計画)	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策
6①	宅地開発事業計画の認定取消しの通知※15③において準用	規則12	—	—	—	法定	○	事後報告	対応策



(*) 国交大臣権限のうち、日本勤労者住宅協会が施行する宅地開発事業に係るもの以外のものを整備局長へ委任

2-15 法令名： 民間都市開発の推進に関する特別措置法 (S62法62)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
14の3	事業用地適正化計画の認定	規則12	—	—	—	—
14の5①	事業用地適正化計画の変更の認定	規則12	—	—	—	—
14の6	認定事業者からの報告徴収	規則12	—	—	—	—
14の7	認定事業者等が認定事業者の地位を承継することの承認	規則12	—	—	—	—
14の10	認定事業者に対する改善命令	規則12	—	—	—	—
14の11①	計画の認定の取消し	規則12	—	—	—	—
14の12	認定事業者に対する勧告	規則12	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策
法定	○	事後報告	対応策

2-16 法令名： 浄化槽法（S58法43）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
13①、14①②、15	浄化槽の型式の認定	省令4 (*1)	—	—	—	—
14③	浄化槽の型式の認定の変更	省令4 (*1)	—	—	—	—
16	浄化槽の型式の認定の更新	省令4 (*1)	—	—	—	—
18①~③	浄化槽の型式の認定の取消し	省令4 (*1)	—	—	—	—
19	浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等	省令4 (*1)	—	—	—	—
53①	報告徴収等(浄化槽製造業者)	省令4 (*1)	—	—	—	—
42①	浄化槽設備免状の交付(交付の決定を除く)	省令25 (*2)	—	—	—	—
42③	浄化槽設備士免状の返納の命令	省令25 (*2)	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
法定				例外
法定				例外
法定				例外
法定				例外
法定				例外
法定				例外
法定	○	事後報告		例外
法定				例外
法定	○	事後報告		例外

(*1)浄化槽の型式の認定に関する省令、(*2)浄化槽設備士に関する省令

2-17 法令名： 幹線道路の沿道の整備に関する法律（S55法34）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				備考
				補助国道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	都道府県道 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【国土交通大臣の権限】							
5①	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること	令14	—	—	—	—	—	—
13の6①	情報提供又は指導及び助言 (沿道整備推進機構)	令14	—	—	—	—	—	—
	【道路管理者としての権限】							
5③	都道府県知事から協議を受けること (沿道整備道路としての指定)	令14	—	—	自治	—	—	—
5④	都道府県知事に対し要請すること (沿道整備道路としての指定)	令14	—	—	自治	—	—	—
7①②	必要な措置を講ずること (道路交通騒音の減少等のための措置)	令14	—	—	自治	—	—	—
7の2①③④	道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等 (沿道整備道路)	令14	—	—	自治	—	—	—
8①	沿道整備協議会を組織すること	令14	—	—	自治	—	—	—
12①②	緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等	令14	—	—	自治	—	—	—
13①②	必要な助成等の措置等 (防音上有効な構造とするために行う工事)	令14	—	—	自治	—	—	—
13の6②	必要な協力を行うこと (沿道整備推進機構)	令14	—	—	自治	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
法定	○	承認	例外
法定	○	事後報告	例外
法定			
法定		事後報告	対応策
法定		事後報告	対応策
法定	○	指示 事後報告	対応策
法定		同意	対応策
法定		事後報告	対応策
法定		承認	対応策
法定		承認	対応策
法定		事後報告	対応策

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（S50法67）

条項	事務内容	出先機関の委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
52①	事業計画の認可 (都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	
58①、59①	施行規程等の認可等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業	規則51の2	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	
59④	施行規程等の統覧 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業	規則51の2	—	自治	—	—	自治	—		
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業	規則51の2	—	—	—	—	自治	—		
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業	規則51の2	—	自治	—	—	自治	—		
59⑭	施行規程等の変更認可 (地方住宅供給公社(市のみが設立したもの)を除く。)が施行する住宅街区整備事業	規則51の2	—	自治	—	—	自治	—	事後報告	
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	—	—	—	自治	—		
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	規則51の2	自治	95①	—	法定	○		
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2	—	—	—	—	法定	○	事後報告	例外
土地区画整理法124～126	是正の要求※96において準用	規則51の2	規則51の2 (126①のみ)	—	—	—	法定	○	事後報告	例外
99	技術的援助の求めを受けけること	規則51の2	規則51の2	自治	—	—	法定	○		



2-⑱ 法令名： 石油コンビナート等災害防止法（S50法84）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		権限移譲後		備考	
33②	計画作成の協議を受けること (地方公共団体の長が行う緑地等の設置)	省令4	—	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限 (メルクマール)	国の関与 (メルクマール)
				—	—	—	法定		



2-⑩ 法令名： 公有地の拡大の推進に関する法律（S47法66）

条項	事務内容				権限移譲後			備考
19②	報告徴収、立入検査(土地開発公社)	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	共管
		令9の2	令9の2	自治	19②	—	法定	



2-㉑ 法令名： 新都市基盤整備法 (S47法86)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7①	申請書の受理 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
13①②	確定収用率の届出及び公告 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
22	土地整理の施行計画の設計概要の認可 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	—	自治	—	—
45①	協議及び同意 (都道府県知事が処分計画を定める場合)	規則45	—	自治	—	—
60①	施行者である都道府県に対し、必要な措置を講ずべきことを求めること。	規則45	規則45	自治	—	—
61	報告徴収、勧告等 (都道府県が施行する新都市基盤整備事業)	規則45	規則45	自治	61	—
63	経済産業大臣の意見を聴くこと	規則45	—	—	—	—



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定			
自治			
自治			
自治			
法定	○		
法定	○		
			例外

P

2-㉔ 法令名： 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法 (S46法32)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
	(政省令での委任規定のみ)									



2-23 法令名： 地方道路公社法 (S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
	【国土交通大臣としての権限】					
5②	定款変更認可	規則22	—	自治	—	—
9①	道路公社設立認可	規則22	—	自治	—	—
9③	国交大臣から総務大臣への協議 (道路公社設立認可時)	規則22	—	—	—	—
12⑤	監査結果の意見提出を受けること	規則22	—	自治	—	—
22②	業務方法書変更認可	規則22	—	自治	—	—
31	道路公社社裕金を運用できる有価証券の指定等	規則22	—	—	—	—
34③	道路公社解散認可	規則22	—	自治	—	—
34⑥	都道府県知事から国交大臣への事前協議 (解散認可)	規則22	—	—	—	—
35の4	清算中に就職した清算人からの届出を受けること	規則22	—	—	—	—
36の2③ (4)	裁判所に意見を述べること等(道路公社の解散等)	規則22	—	—	—	—
36の3	清算終了の届出を受けること	規則22	—	—	—	—
38①	報告徴収、立入検査	規則22	—	自治	38①	—
39	監督命令	規則22	—	自治	39	—
41①	設立団体が二以上である道路公社の行うことができ る業務の認可	規則22	—	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		承認	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定		事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	指示 事後報告	例外
法定		承認	例外

2-⑭ 法令名： 地方道路公社法 (S45法82)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後			
				補助国道		都道府県道		事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限				
	【道路管理者としての権限】										
5④	道路の整備に関する基本計画の変更に係る同意	規則22	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	承認	対応策
9②	定款を作成する場合の基本計画についての同意	規則22	—	法定 (2)①	—	自治	—	—	法定	承認	対応策



- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
 - ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (2)根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの
 - ① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国定公園内における指定等に関する事務

2-⑭ 法令名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（S45法136）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
40の2②	油濁防止緊急措置手引書等の作成等を命ずること	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	
48④	報告徴取 (油濁防止緊急措置手引書等の作成等)	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	
49の2	必要な指導、助言及び勧告	規則41③	規則41③	—	—	—	法定	○	事後報告	



2-25 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合			備考
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
2の2⑥	住宅供給公社の施行の必要を認めること	規則40	—	—	—	
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	—	—	—	
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	—	
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40	—	—	—	
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市の みか設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等 の認可等) ※58③④において準用	規則40	—	—	—	
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業の認可)	規則40	—	—	—	
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40	—	—	—	
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	自治	—	—	
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の 事業計画変更) ※56①において準用	規則40	自治	—	—	
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	自治	—	—	事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	自治	—	—	事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—	事後報告
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—	事後報告



事務区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告	
自治		事後報告	

2-25 法令名：都市再開発法(S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	同種事務を都道府県が行う場合		
			事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—
99の3③	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認※118の28②において準用	規則40	自治	—	—
120③	地方公共団体の分担金の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	自治	—	—
124①②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40 規則40 (124①のみ)	自治	124①	—
126①②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	自治	126②	—
133①	管理規約の認可 (都道府県が設立した地方住宅供給公社施行に係る認可)	規則40	自治	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後			備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
自治				
自治				
自治				
自治				
法定	○	事後報告		例外
法定	○	事後報告		例外
自治				